

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に伴う 法定外の労災保険の付与に係る設計図書の明示等

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により公共工事等に従事する者の業務上負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することになりました。

請負人（受注者）の「法定外の労災保険」への加入義務については、特記仕様書、現場説明書などの設計図書等へ記載することで明示します。

対象工事、法定外の労災保険加入の取り扱いについては、次の通りです。

1 対象となる工事

令和3年2月1日以降に行われる調達公告等（※）に係る全ての工事（※令和3年2月1日以降に行われる指名通知書及び見積依頼書（契約の申込みの誘引）を含みます。）

2 取り扱い

(1) 設計図書への明示

特記仕様書、現場説明書などの設計図書等へ記載することで明示します。

(2) 保険証券等の確認

請負人は、現場着工前に証券等を監督員に提示してください。

工事請負契約約款第54条（火災保険等）において、請負人は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとなっています。

(3) 確認担当課

工事担当課

お問い合わせ
財政局契約第一課
電話 045-671-2246